

生活のしおり

- ① 100名の利用者様が生活しています。譲り合いの気持ちを持って生活してください。
- ② 他の利用者様に対しての迷惑行為(暴力や暴言、異性に対しての付きまとい、露出の多い服装等)は絶対にしないでください。
- ③ 危険物及び不審物の持込は出来ません。入所時に所持品の確認をいたします。携帯電話は使用できません。
- ④ 施設の備品、器具類は共有して使用して頂いています。大切に使うようにしてください。節電、節水にご協力ください。
- ⑤ 物のやり取りはトラブルの原因になるのでおやめください。
- ⑥ 必要のない居室への出入りはご遠慮ください。(他の利用者様の居室、夜警員室等)
- ⑦ 布教活動はご遠慮ください。
- ⑧ 相談事は初めに担当介護職員、担当チームの介護職員にお尋ねください。介護職員が各セクションに連絡調整します。
- ⑨ 自分のできる事は自分で行うようにしてください。

施設内でのピアスの着用はご遠慮ください。(他の貴金属については危険を考慮し外して頂く場合もあります)

1. 起床について

- ① 起床時間は6時です。放送がかかります。起床時間まではお静かに過ごしてください。
- ② 布団など寝具はきちんとタンスに片付けてください。

2. 洗面について

- ① 共有の洗面所をご使用ください。
- ② 水の出っぱなしには注意してください。
- ③ 洗髪はご遠慮ください。

3. 食事について

- ① 朝 8:00、昼 12:00、夕 17:30 に提供します。グループ別に放送をおかけします。放送後食堂に来てください。
- ② 食事は必ず食堂内で食べてください。居室への持ち帰りは禁止です。
- ③ 状況に合わせてグループ分けをしています。配膳、下膳のご協力をお願いいたします。

4. 入浴について

- ① 入浴日、時間帯は介助浴の利用者様は月・金曜日、時間は 13:30～14:30 です。
- ② 夜間浴が可能な利用者様の場合は月・水・金曜日 18:00～20:00 です。見守りをする職員がいまないので自立し安全な方のみ利用となります。
- ③ 髭剃り（剃刀の使用）については感染症の予防の為、浴室での使用は禁止です。洗面所でおこなってください。
- ④ 血液検査の結果が出るまでは浴槽に入らず、シャワー浴で対応してください。
- ⑤ ドライヤーの貸し出しをしています。必要な方は所定の場所でご使用ください。（詳細は職員にお尋ねください。）
- ⑥ 検査の結果が出るまでは浴槽に入らず、シャワー浴で対応してください。

5. 洗濯について

- ① 男性トイレ・女性トイレにある全自動洗濯機を使用してください。
- ② 洗濯機は 2 台あります。洗剤は所定の場所にありますので声をかけてください。
- ③ 使用時間は 6:00～21:00 です。（21：00 までに終わるようにして下さい）
- ④ お互い譲り合ってご使用ください。
（場所取りは他の利用者様に迷惑がかかりますのでご遠慮ください）

6. 就寝について

- ① 21:00～6:00 の間は消灯時間です。静かにお過ごしください。
- ② 各娛樂室は 22:00 まで使用できます。21:00 以降のテレビの音量にご配慮ください

7. 提供品について

- ① 日用品については必要に応じて現物支給となります。詳細は介護職員にお尋ねください。
- ② 嗜好品は火曜日に支給します。

8. 喫煙について

- ① 喫煙については指定の場所・時間を守ってください。
 - ・喫煙場所は男子チームの利用者様は男子娛樂室、女性・介護チームの利用者様は 1 階事務所横です。
 - ・時間は 1 階喫煙室 6:00～21:50 2 階喫煙室 6:00～22:00 です。
- ② タバコ、ライターの貸し借りは絶対にしないでください。
- ③ ライターを破棄する際は、必ず職員にお渡しください。

9. 金銭について

- ① 入所期間中の生活保護費は生活保護課から直接施設に入金されます。
- ② 障害加算の対象では無い方は施設支給金を本人様の通帳に入金させていただきます。
- ③ 管理方法は担当介護職員と相談して決めていきます。

10. 服薬について

- ① 病院より処方された薬はきちんと服薬してください。
- ② 自己管理の方以外は食卓テーブルに配薬します。氏名をご確認ください。
- ③ 服薬後は空袋をテーブルに置いておくようにしてください。

11. 利用者様の外出について

- ① 個人外出は利用者様の現状を確認してからの実施となります。
- ② 外出にはルールがあります。可能となった時に改めて職員からお伝えします。
- ③ 外出日は原則、作業や当番のない土曜日、日曜日、祝日となっています。前日の16時までに目的地など担当チーム職員にお伝えください。
- ④ 外出時間は9:00~11:30 12:00 昼食後~16:00です。
- ⑤ 危険なもの（刃物、火元になる物等）、食品（保管の利かない生物や主食に関わる物）のご購入はご遠慮して頂いています。物によっては職員がお預かりする場合があります。詳細は職員にお尋ねください。
- ⑥ 居宅生活訓練事業をしているアパートの訪問は、訓練者にご迷惑をおかけすることがありますのでご遠慮ください。
- ⑦ 細かなルールは各チームに掲示してあります。ご覧ください。

12. 居室について

- ① 居室は2人部屋です。テレビなど譲り合って生活してください。
- ② 他の利用者様の居室の出入りについては迷惑のかからないようにしてください。
- ③ 訪室時間は9:00から18:00までとします。
- ④ 電化製品は乾電池を購入して頂き使用して頂きます。私物を利用する為のコンセント使用はできません。

13. 作業について

- ① 紙袋作業・割り箸作業があります。参加については介護職員にお尋ねください。
- ② 作業参加可能な利用者様は生活のリズムを整える為にも率先して参加してください。
- ③ 作業日・作業時間は月~土曜日 9:00~11:40(10:20~10:30 休憩、土曜日は隔週) 月~金 13:45~15:00です。
- ④ 作業を休む時は介護職員、生活相談員にお伝えください。
- ⑤ 作業賃等作業に係る事については生活相談員にお尋ねください。
- ⑥ 詳細は別紙をご覧ください。

14. 掃除機について

- ① 男性用4台、女性用3台あります。譲り合ってご使用ください。
- ② 使用時間は6:00~18:00です。

15. 給湯器について

- ① 男性はデイルーム横、女性は面会室の給湯器を使用してください。
- ② 使用時間はデイルーム横が6:00~21:00、面会室の給湯器が6:00~20:00です。

16. 当番について

- ① 各種当番があります。グループごとに参加して頂いています。ご参加ください。
当番は以下の通りです。
 - ・トイレ掃除当番 朝食後に開始です。
 - ・食堂掃除・廊下掃除当番 毎日ラジオ体操終了後に開始です。
 - ・お風呂掃除当番 火・木・土曜日 10:30 開始です。

17. 散歩について

- ① 健康促進の為に参加してください。
- ② 気候や天候により屋外・室内散歩をします。
- ③ 実施日は月～金曜日です。
 - ・4～6・10月 ラジオ体操終了後 13:45～外散歩を行います。
 - ・7～9月 9:20～外散歩を行います。
 - ・11～3月 ラジオ体操終了後 13:45～室内散歩を行います。

18. ラジオ体操について

- ① 月～土曜日 13:30 から行います。ご参加ください。(日曜・祝日はお休みです。)

19. 男女間の交流について

- ① 異性の居室への出入りはしないでください。
- ② 私事で会う時は共有スペース（ダイルーム等）で会うようにして下さい。
時間は 6:00～17:00 です。ご協力ください。

20. 飲酒について

- ① 個人的な飲酒は禁止です。
- ② 飲酒は年 2 回、開設記念行事、年越し行事に可能です。担当医師の許可が必要となります。

21. 地域交流コーナーについて

- ① テレビ視聴時間は 6:00～21:00 です。
- ② 一般のお客様も利用しますので迷惑がかからないようにして下さい。
- ③ 寮内診察や入浴介助者の利用者様が待ちあいとして利用する場合があります。譲り合
って利用して下さい。
- ④ ビデオについては、第 1・3 土曜日の 14:00～16:00 まで視聴可能です。前日 16:00
までに介護職員に申し出てください。所持しているビデオも可能です。

22. ご家族等との面会・外出・外泊について

- ① 面会時間は原則 9:00～17:00 とさせていただきます。お仕事の都合等事情がありましたらご相談ください。
- ② 外出時間は原則 9:00～17:00 とさせていただきます。ご家族のご都合により検討いたしますが、居室の消灯時間 21:00 までにはお戻りください。
- ③ 面会については別紙「利用者様との面会をご希望される皆様へ」をご確認ください。
- ④ 宿泊先がご家族やご親族の場合は可能となります。行き先や日時などお伝えください。

23. 購入品について

- ① 必要な物品については介護職員にお話してください。手持ち金等を踏まえご相談いたします。
- ② 支払いについては、利用者様の貯金通帳から業者へ振込みをします。手続きは職員が行います。
- ③ 食べ物の購入については、疾病の状況と健康上の観点から購入できない場合もあります。

24.居室戸棚のカギについて

- ① 居室に鍵がかかる戸棚が一か所あります。鍵が必要な方は職員に申し出てください。貸し出しに必要な手続きを行います。
- ② 居室内戸棚鍵借用書に記入されている内容に同意して頂き、署名・捺印の後に鍵をお貸しいたします。

25.個人で所有できる電化製品の使用について

- ① 電池で使用できる製品の所持、使用は可能です。ご使用時は電池を購入して下さい。（施設のコンセントは使用できません。）
- ② 通信機器のご利用はご遠慮ください。通信機器として使用できない製品は使用可能です。（通信機器の所持については施設外への稼働や施設退所に必要な場合など必要に応じて個別にご相談致します。）
- ③ 使用する場合は他の利用者様に迷惑が掛からない様にご使用ください。

平成 28 年 4 月 1 日

平成 28 年 9 月 1 日改訂

平成 28 年 12 月 10 日改訂

平成 30 年 2 月 1 日改訂

令和元年 11 月 1 日改訂

令和 3 年 5 月 20 日改訂